

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和8年5月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和8年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO鹿児島東開町店

鹿児島市東開町3番19

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和8年1月20日

3 意見の概要

【防災及び危機管理について】（危機管理課）

- 届出のあった土地が、永田川の洪水浸水想定区域に含まれていることを十分考慮した上で所有、占有、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

【防犯及び交通安全について】（安心安全課）

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置については、来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。
- 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

【環境保全及び公害防止について】（環境保全課）

- 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土地の形質変更に着手する日の30日前までに土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行うこと。
- 鹿児島市環境保全条例の特定施設（定格出力が5.5kW以上の圧縮機等）を設置する場合は、必要な届出を設置30日前までに行うこと。
- 特定工場等に該当する場合、規制基準を遵守すること。規制基準を超えていることが判明した場合は、規制基準を遵守できるよう追加で対策を講ずること。
- 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上となる場合は、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
- 店舗周辺住民等から騒音、振動および悪臭などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意を持って対処すること。

【廃棄物の処理について】（廃棄物指導課）

- 9 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別を徹底し、排出抑制とリサイクルに努めること。
- 10 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、廃棄物処理業の許可の有無、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認して委託すること。なお、古紙類や産業廃棄物については、鹿児島市が運営する施設では処理できないので注意すること。
- 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づく報告を行うこと。また、事業活動に伴い、多量（月平均500kg以上）の一般廃棄物を排出する場合は、鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づき一般廃棄物の減量に関する計画書を作成すること。

【都市計画について】（都市計画課）

- 12 当該地は、以下の区域に該当している。
 - (1)都市計画において「工業地域」、「第二種特定建築物制限地区」、「第三種特定建築物制限地区」および「木材団地および木材加工団地地区地区計画」に指定されている。
 - (2)かごしまコンパクトなまちづくりプランにおいては「居住誘導区域外」、「都市機能誘導区域外」に該当していることから、物販店舗（1,000㎡以上）の建築を目的とした開発等を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき着手の30日前までに届出を要する。
（都建第7－2号で届出内容確認通知済み）
- 13 建築物の新築等にあたっては関係法令を遵守すること。

【都市景観について】（都市景観課）

- 14 令和8年1月6日付第7－62号の景観計画区域内行為届出書に係る届出の内容を確実に履行するとともに、本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
- 15 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

【土地・建物について】（16：土地利用調整課 17：建築指導課）

- 16 市街化区域2,000㎡以上の土地取引については、国土利用計画法に基づく届出を行うこと。
- 17 建築基準法及び関係規定を遵守すること。

【道路交通及び駐車・駐輪について】（18・19：街路整備課 20～22：谷山建設課）

- 18 交通処理計画について、事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合は、追加的対応を講じること。
- 19 路外駐車場の設置にあたり、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は、必要な手続きを行うこと。

20 来客の自動車を駐車場へ案内する経路及び方法について

- (1) 誘導案内広報、適切な誘導員の配置により、届出計画を徹底すること。
- (2) 店舗駐車場の出入口において誘導等を徹底し、交差点、出入口、店舗南側（市道東開8号線）、店舗東側（市道東開11号線）市道の渋滞を招かないよう状況に応じた適切な対応を行うこと。

21 交通管理者（鹿児島県警交通規制課）との協議、指摘等により既設道路の改良、出入口等に変更が生じた場合には、その都度道路管理者（谷山建設課）とも協議を行うこと。

22 施設開店後の対策について

- (1) オープン時期、お盆、正月、連休等、来店者による交通量が増加する特異日において、周辺地域への影響対策を行う際には、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、適切な対応を行うこと。
- (2) オープン時期、お盆、正月、連休等、来店者による交通量が増加する特異日における影響の対策については、周辺事業所等に対し周知徹底を行うこと。
- (3) 施設来店者数、入出庫台数、周辺地域の交通量等の調査を定期的に行い、その情報においては、官公庁及び周辺事業所等へ積極的に提供すること。